

平成25年度教育行政執行方針



平成25年第1回占冠村議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

急速な少子高齢化の進行をはじめ、地球規模での環境問題、高度情報化の更なる進展など、社会は大きな変革の時期を迎えています。また、人々の価値観の多様化や地域における人間関係の希薄化が進み、さらに近年は、経済成長の停滞、産業・雇用構造の変化などに伴い社会の閉塞感が広まっていると言われています。

たちが心豊かに学ぶことができ、生涯にわたって自由に学習機会を選択して学ぶことができる環境づくりが必要とされています。学校教育については、子どもたちが健やかに成長するため、知・徳・体をバランスよく育むことができるよう教育活動の一層の充実を図るとともに、地域と一体となった学校づくりを推進してまいります。また、社会教育におい

ては、昨年度策定した第6次（平成25年度～平成29年度）占冠村社会教育中期計画に基づき、すべての村民が生きがいを持ち、心豊かで健やかな生活を営むことができるよう、生涯にわたって学習することができ、学んだ成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

学校教育の充実

変化の激しい国際社会の中で、次代を担う児童・生徒に対し「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、国際社会で活躍し、地域に貢献できる力を育てるとともに、家庭・地域と協力・連携をして、礼節や思いやりの心、道徳的規範意識、基本的な生活習慣の定着を図ってまいります。

■確かな学力を身につける教育の推進

子どもたちが未来に向かって希望を抱き、自らの夢にチャレンジ

していくことのできる教育の実現に向けて、基礎学力の確実な定着をめざし、少人数だからこそできる個に応じた指導を行うとともに、定期的な学習理解度の実態を把握し、指導方法・形態の工夫・改善を行い、自ら学び、考え、表現し、問題を解決できる力を育んでまいります。また、一人ひとりの個性や能力を引き出し、伸ばす教育を進めるため、指導方法の研究や特色のある活動、独自性のある教育課程の編成など、創意工夫を行いながら、特色ある学校づくりに取り組んでまいります。

全国学力学習状況調査の結果を基に、個に応じたきめ細やかな学習指導に努めるとともに、引き続き放課後や長期休業中を活用した補充的な学習を実施し、家庭と連携した基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努め、学力の向上をめざします。

特別支援教育については、各学校における取り組みの交流や研修を通して専門性の向上をはかるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員による指導の充実に努めてまいります。また、特別支援教育支援員を継続して配置し、学校生活や学習への支援を必要とする児童生徒に、きめ細やかな指導・支援を行うてまいります。

国際理解教育については、高速交通機関の発達、情報通信技術の進展、経済水準の向上に伴い、人もの、情報、資金が自由に世界中を移動するグローバル化が進んでいます。こうした状況のもと、英語など外国語によるコミュニケーション能力、自らの国や文化、地域に関する知識、世界共通のルールなど、世界的な交流や競争が進むなかで必要となる知識や能力を習得し、国際的な視野を持つことが求められています。姉妹都市提携をしているアスペン市との交流・外国語指導助手を効果的に活用した、コミュニケーション



シオン能力の向上と国際理解教育を推進してまいります。

児童生徒や保護者・地域から、より一層信頼される教職員をめぐらして外部機関での研修会への参加の促進や、校内外研修・公開授業の実践により、学校組織の活性化と教職員としての能力の向上に努めます。

■豊かな心と健やかな心身の育成

家庭や地域の教育力の低下とともに、規範意識や人間関係の希薄化が指摘されています。子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育が求められています。

特に、社会の変化を背景に子どもたちの様々な体験が不足しており、自己肯定感や豊かな心を育むため、体験活動を実施していくことが必要です。また、読書は、知識を広め心を豊かにするなど、人生をよりよく生きるために欠かせないものであり、子どもの読書活動を充実していくことが大切です。

このため、学校では、体験活動を積極的に取り入れた、児童生徒に響く道徳教育を推進し、児童生徒が自ら生き方を考え、進路を選択できるような指導の充実に努めます。また、昨年度各学校に配置した公民館移動図書を活用し、朝読書の取り組みを通して読書習慣の定着化を推し進めてまいります。

児童生徒の生活習慣の変化に伴い、体力・運動能力の低下や生活習慣病など健康についての新たな課題が生じる中、正しい食習慣などの生活習慣の基礎を身に付け、自己の体力向上と心身の健康づくりに主体的に取り組み態度を育むことが重要です。

このため、学校では、児童生徒が自らの健康を守る食生活や食習慣を実践する態度の育成など健康教育の充実を図りながら、運動することの喜びや楽しさを実感できるように学校体育の充実

に努めてまいります。

食に関する教育は、成長期の児童生徒の豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けるために重要でありますので、様々な地域資源や体験学習などを通して「食」に関する知識と、健全なる食生活を実践することができる食育活動を推進し、アレルギー対策についても、学校、保護者と連携しながら取り組んでまいります。また、むし歯予防対策として、給食後の歯磨きの励行、フッ化物洗口を実施し、歯と口腔の健康づくりに向けた取り組みを進めてまいります。

■地域に開かれた、信頼される学校づくりの推進

学校運営の質に対する保護者や地域住民の関心が高まる中、児



児童生徒がより良い教育活動を享受できるよう、学校が適切に説明責任を果たし、学校と家庭・地域が学校の状況に関して共通理解のもとに、相互の連携を図ることが重要です。

このため、学校が教育活動その他の学校運営状況に関する情報を積極的に提供するなど、学校評価を学校と家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促し、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。また、昨年度から実施しているコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた調査研究事業を継続実施し、学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、地域住民が学校運営に参画できる仕組みの構築をめざします。

■教育環境の整備と充実

学校への不審者等の侵入や登下校における不慮の事故、地震や風水害等の災害が全国で相次ぎ発生するなか、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における危機管理体制を確立し、児童生徒の危機対応能力と教職員の危機管理能力の向上を図ることが重要です。

このため、学校では、児童生徒が危機を予測して、回避する能力

を身に付けさせる実践的な安全な教育を推進するとともに、家庭・地域と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備に努めます。

安全・安心な教育環境を整備するため、3カ年計画により耐震補強工事を実施してまいりましたが、最終年度となります今年度は、トナム小中学校校舎の耐震補強工事と占冠中学校特別教室棟の建て替えを実施いたします。これで全ての学校の耐震補強工事が終了となりますが、今後とも児童生徒の安全確保と快適な教育施設の整備に努めてまいります。

■奨学金について

向学心に燃えた生徒・学生が等しく教育を受ける機会の確保を目的とした奨学金については、長引く景気低迷と雇用情勢の悪化など、就労状況に格差が生じ返済遅延者・滞納者の雇用形態の大半が非正規職員であり、大変厳しい状況下に置かれていると指摘されています。

今後、社会情勢の変化を期待しながら各家庭での有効活用を望んでおりますが、奨学金の償還金は貸与財源であることから、貸付時の審査事務及び返済時の連帯保証人能力等を強化させ、この制度を支える基金の充実に努めてまいります。

社会教育の充実

村民一人ひとりが心豊かで充実した生活を営むためには、いつでもどこでも多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切です。

このため、地域の特性を活かした学習機会の提供や、指導者の育成、文化・スポーツ活動に親しむ環境や、国際理解、環境情報などの課題に関する学習活動の支援に努めるとともに、村民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体が、主体的な活動ができるよう連携・協力してまいります。また、昨年度策定した「第6次占冠村社会教育中期計画」に基づき、村民の生涯にわたる多様な学習ニーズに応えながら、地域コミュニティの再構築、住民主導の地域づくりにつながる社会教育活動を支援してまいります。

■家庭教育の推進

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりを育む上で重要な役割を担っております。また、子どもたちに



とって家庭の果たす教育的役割は大きなものがあります。

しかしながら、「過保護、過干渉」的な傾向、放任主義等による家庭の教育力の低下が要因となり、メディア漬けの日々からくる自然体験不足や生活習慣病などの低年齢化傾向、基本的な生活習慣の未定着等、様々な問題が指摘されていますが、子どもは、家庭の愛情のなかで教育され、自らも家庭の一員として、種々の役割を果たしながら成長していくものであり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分自覚し、互いに信頼しあえる関係を築きながら教育力の向上に努めてまいります。

■生涯学習の推進

高度情報化、国際化、少子高齢化の進行など、現在の日本は、地球規模の社会環境の急激な変化の渦中にあり、変化に対応すべく様々な改革が進められようとしています。それらの動きは、私たちの身近な社会や個人の生活にも様々な影響を及ぼしており、この「変化する社会」に対応するためには、各個人が生涯にわたって学び続け、新たな価値観を生み出しながら変化し続けることが求められています。

このため、地域の特性やニーズを把握しながら、活力ある生活や地域づくりに関与し、学習活動の支援に努めてまいります。また、高齢者一人ひとりが学習活動を通じて健康で生きがいのある人生を築き、自己の特性・経験能力を発揮しながら地域に貢献することを目的に、平成5年7月に開校した占冠村高齢者大学が本年20年の節目の年を迎えますので、さらなる内容の充実と気軽に参加できる環境の整備に努めてまいります。

■芸術文化の振興

芸術文化は、人々の心や暮らしに豊かさ・ゆとり・精神的満足・誇りを持って生きる力や気づきを与えてくれます。こういった芸術文化にふれることで、人々の

生活に、新しいヒントやひらめき、考えるきっかけや手掛かりが得られ、より創造的で文化的な生活が営めることとなります。

村民や文化団体が身近なところで気軽に芸術文化に親しめるような環境づくりを醸成し、幅広く団体等の創造活動を支援してまいります。また、村民や文化団体の活動意欲を高めるため、その発表機会を提供するなど、地域に密着した芸術文化活動の充実を図ります。

郷土史料等、地域に残された貴重な歴史資料については、引き続き村民の皆様の協力を得ながら、保護・保存に努めてまいります。

■スポーツの振興

スポーツは、健康の保持増進、



体力の向上だけでなく、精神的な充足を得ることのできる活動で、とりわけ青少年の心身の健全な発達に欠かせません。また、地域におけるスポーツを通じた交流は、楽しみや喜びを共有することで連帯感や達成感が得られ、地域コミュニティの活性化に重要であり、少子高齢化が進む中、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージにおいて、すべての村民が日常的にスポーツ活動や健康づくりに取り組むことは、心豊かで充実した生活を送るとともに、活力あるまちづくりを進める上で非常に大切であります。

村民誰もがスポーツを行うことによって、健康・体力づくりなどスポーツの持つ多様な意義を実現していくためには、村民一人

ひとりのスポーツへの意欲と主体的な取り組みが必要です。こうした意欲や取り組みを支援し、その継続を図っていくために、スポーツに親しみやすい環境の向上や、支援体制の整備に努めてまいります。

小学校・中学校については、体育館を村民に開放してありますが、学校施設の状況や地域のニーズに応じて内容の充実を図るとともに、地域における世代を超えた関係づくりや仲間づくりを進めるため、それぞれの地域の特性を活かしたスポーツ活動を推進してまいります。

■社会教育施設の充実

社会教育施設は、個人の学びの場であると同時に、仲間づくりの場であり、地域づくりの拠点機能を持つ施設としても位置づけられます。

このため、各施設の機能を十分に活かしながら施設連携を進めるなど、一層の利用の促進、計画的な施設整備を進め、より良いサイピスの提供や魅力的な施設運営のため、村民の皆様の協力を得ながら進めてまいります。

本年度は、昨年引き続き国設占冠中央スキー場の第2リフトの改修を実施し、更なる安全の確保に努めます。

おわりに

以上、平成25年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

学校・家庭・地域が、それぞれの教育的な役割を果たし、未来の担い手である子どもたちをしっかりと守り育てていかなければならないと考えております。また、生涯を通して豊かに学ぶことができる生涯学習社会を構築するには、その環境づくりを進めることが重要であり、このため教育委員会といたしましては、教育の重大な使命を自覚し、占冠村の教育振興と発展に向けて、全力で取り組んでまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。



平成25年3月8日開会の占冠村議会定例会で、12月定例会以降の行政の動きについて報告しましたので概要をお知らせします。

行政の報告

★占冠村総合計画の見直し

平成21年度より第4次占冠村総合計画にそって村づくりを進めてまいりましたが、今日では社会的インフラの状況が大きく変わり、高齢者福祉施設の整備や新エネルギー・森林資源の活用など村政に求める諸政策のあり方も大きく変化してきています。

こうしたことから、見直し作業を1年前倒しして行いました。

委員各位の真摯な議論をいただき答申を受けました。

答申の柱は福祉・森林・エネルギーを三大目標とし、重点施策が提案されました。

具現化に向け、これからも職員一丸となって努力してまいりますので、村民並びに議員の皆様にも本計画のご理解と村づくりへの参画をお願い申し上げます。

★予約型乗り合い交通（むらびと交通）

交通弱者の方々が気軽に利用できる交通手段として、むらびと交通を試行してまいりましたが、2月1日より本格運行に移行しました。

富良野沿線の交通関係者で構成する占冠村地域公共交通

会議で利用の目的、利用者の範囲、運行区間、利用料金などについて議論をいただき、地元タクシー事業者に委託することで許可されました。

村内には村営バス、タクシー、過疎地有償運送、むらびと交通といった交通機関がありますが、それぞれの目的を持って運行されており、利用者のすみ分けがなされます。

むらびと交通は事前登録と予約が必要ですが、ご利用いただき高齢の方なども安心して暮らせる村をめざしてまいります。

★日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）との意見交換

2月15日にNEXCO東日本と意見交換会を行い占冠パークキングの出店に関し次のようなご意見をいただきました。

地域の観光PRや物産品販売などアンテナショップとしての位置づけであることを理解していただきたい。そういった観点から、道路の占用許可について配慮されていることを承知いただきたいとの説明に加え、食品の取扱いとお客さまへのサービスについて指導がありました。

タンネナイトンネル出入り

口付近の植林につきましては、融雪後、現地立会いを行ったうえで、どのようにするか検討したいとの回答がありました。

★北海道富良野・大雪リゾート地域整備促進連絡協議会解散

当協議会は、総合保養地整備法に基づく北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想の円滑な推進を図ることを目的に、1市7町1村で構成し平成元年6月5日に設立しました。

各市町村より負担金を徴収し活動を続けてきましたが、長引く景気低迷、急速に進行している少子化や高齢化など、日本経済を取り巻く環境が大きく変化し、平成16年2月にはリゾート法の基本方針変更（税優遇廃止、低利融資廃止）があり、平成18年度以降は実質活動が休止し、現在に至っております。

今後の進展も想定されないことや観光のあり方も様変わりしてきたことから当協議会の解散を決定したものです。なお、残余金につきましては、これまでの拠出割合に応じて各市町村に還付されていきます。